府　令

○内閣府令第七十七号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和三年法律第四十号）第六条第一項の規定に基づき、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第二条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和八年九月十四日

内閣総理大臣　高市　早苗

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第二条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第二条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める内閣府令（令和八年内閣府令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改正後	改正前
（帳票要件の標準） **第五条**　子ども・子育て支援システムの帳票要件の標準は、次に掲げる書面の様式を出力する機能を備えるものとし、その実装区分及び適合基準日並びに様式及び細目については内閣総理大臣が定める。 ［一～百五十二　略］ 百五十三　教育・保育給付認定結果登録一覧 ［百五十四～百七十六　略］ 百七十六の二　子どものための教育・保育給付請求書（満三歳以上限定小規模保育事業） 百七十六の三　給付請求明細書・在籍児童一覧（満三歳以上限定小規模保育事業） ［百七十七～百九十九　略］	（帳票要件の標準） **第五条**　子ども・子育て支援システムの帳票要件の標準は、次に掲げる書面の様式を出力する機能を備えるものとし、その実装区分及び適合基準日並びに様式及び細目については内閣総理大臣が定める。 ［一～百五十二　同上］ 百五十三　教育・給付認定結果登録一覧 ［百五十四～百七十六　同上］ ［号を加える。］ ［号を加える。］ ［百七十七～百九十九　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

法規的告示

○内閣府告示第百十五号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第十条に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める内閣府令（令和八年内閣府令第二十六号）第四条及び第五条の規定に基づき、児童扶養手当システムに関して内閣総理大臣が定める機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日並びに帳票要件の標準の実装区分及び適合基準日並びに様式及び細目（令和八年内閣府告示第二十三号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

令和八年九月十四日

内閣総理大臣　高市　早苗

別表第一、別表第二、別表第十四、別表第十六、別表第三十三、別表第四十四、様式第十二号、様式第十四号及び様式第三十一号を次のように改める。

（「次のよう」は、省略し、その関係書類をこども家庭庁支援局家庭福祉課に備え置いて縦覧に供するとともに、こども家庭庁のホームページ（https://www.cfa.go.jp/policies/jyouhouseisaku）に掲載する。）

○内閣府告示第百十六号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第二条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める内閣府令（令和八年内閣府令第十七号）第四条及び第五条の規定に基づき、子ども・子育て支援システムに関して内閣総理大臣が定める機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日並びに帳票要件の標準の実装区分及び適合基準日並びに様式及び細目（令和八年内閣府告示第二十二号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

令和八年九月十四日

内閣総理大臣　高市　早苗

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改正後	改正前
（帳票要件の標準の実装区分及び適合基準日並びに様式及び細目） **第二条**　子ども・子育て支援システム標準化基準第五条の規定に基づく帳票要件の標準の実装区分及び適合基準日並びに様式及び細目は、別表第二及び次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。 ［一～八十五　略］ 八十五の二　子どものための教育・保育給付請求書（満三歳以上限定小規模保育事業）　様式第八十五号の二及び別表第八十七の二 八十五の三　給付請求明細書・在籍児童一覧（満三歳以上限定小規模保育事業） 様式第八十五号の三及び別表第八十七の三 ［八十六～九十八　略］	（帳票要件の標準の実装区分及び適合基準日並びに様式及び細目） **第二条**　子ども・子育て支援システム標準化基準第五条の規定に基づく帳票要件の標準の実装区分及び適合基準日並びに様式及び細目は、別表第二及び次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。 ［一～八十五　同上］ ［号を加える。］ ［号を加える。］ ［八十六～九十八　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。